

非営利活動法人日本知的障がい者サッカー連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 審査書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | |
|--------------|---------------------------------|--|--|------------------------------|
| | | | 自己説明 | 証憑書類 |
| 1 | [原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること | 『VISION MISSION ACTION 2030』という中長期基本計画を策定しており、当連盟HPにて公表している。 計画策定に当たっては、ガバナンス委員会により、役職員や構成員から幅広く意見を随時募っているの で、随時更新していく。 参考URL：http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2023/07/vision2023.pdf | 1_VISION MISSION ACTION 2030 |
| 2 | [原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること | 『VISION MISSION ACTION 2030』という中長期基本計画を策定しており、当連盟HPにて公表している。 計画策定に当たっては、ガバナンス委員会により、役職員や構成員から幅広く意見を随時募っているの で、随時更新していく。 参考URL：http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2023/07/vision2023.pdf | 1_VISION MISSION ACTION 2030 |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | |
|--------------|---------------------------------------|--|--|--|
| | | | 自己説明 | 証憑書類 |
| 3 | [原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること | 『VISION MISSION ACTION 2030』という中長期基本計画内に策定しており、当連盟HPにて公表している。計画策定に当たっては、ガバナンス委員会により、役職員や構成員から幅広く意見を随時募っているため、随時更新していく。 参考URL： http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2023/07/vision2023.pdf | 1_VISION MISSION ACTION 2030 |
| 4 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること | 『VISION MISSION ACTION 2030』という中長期基本計画内に策定しており、当連盟HPにて公表している。計画策定に当たっては、ガバナンス委員会により、役職員や構成員から幅広く意見を随時募っているため、随時更新していく。 現状は役員14名中外部理事1名（7%）、女性理事0名（0%）である。なお、監事1名は外部人材である。 今後、当連盟女子委員会、当連盟アスリート委員会から理事を迎える予定、国会が女性議員40%を達成するまでには達成したい。 | 1_VISION MISSION ACTION 2030 2_役員名簿2023 |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | |
|--------------|---------------------------------------|---|---|-------------------------------|
| | | | 自己説明 | 証憑書類 |
| 5 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること | 特定非営利活動法人は評議員を置く必要が無いため本項目は適用しない。 | |
| 6 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること | <ul style="list-style-type: none"> ・アスリート委員会を設置し、2022年度から年一回以上の活動を開催予定だったが、2022年度は全員の予定を調整するのが難しく、全体での実施ができなかった。2023年7月に全体での実施が叶い、次回は年度末2024年3月実施予定。 ・委員は現役アスリートの各カテゴリ経験者から選考。 ・アスリート委員会の意見は、アスリート委員長より理事会に答申または報告される。 | 3_アスリート委員会規定 4_アスリート委員会議事録 |
| 7 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること | 役員名簿と組織図のとおり、理事をバランス良く配置している。 | 2_役員名簿2023 |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | |
|--------------|---------------------------------------|---|------------------------------------|---|
| | | | 自己説明 | 証憑書類 |
| 8 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること | 役員候補者選任規定第5条にて、理事の就任時の年齢に制限を設けている。 | 5_役員候補者選任規定 |
| 9 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること | 役員候補者選任規定第5条にて、理事の再任回数に上限を設けている。 | 5_役員候補者選任規定 6_ガバナンス委員会記録20211210 7_役員候補者推薦委員会記録20230529 8_役員候補者推薦委員会規則 |
| | | | 【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】 | |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | |
|--------------|---------------------------------------|---|--|--|
| | | | 自己説明 | 証憑書類 |
| 10 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること | 役員候補者推薦委員会を設置している。 | 8_役員候補者推薦委員会規則 7_役員候補者推薦委員会記録20230529 |
| 11 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること | 役職員その他構成員が適用対象となる法令の遵守に関して倫理規程及び懲罰規程を整備している。 | 9_倫理規定 |
| 12 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか | 法人の運営に関する必要な規程として、下記の規程を整備している。 ①定款、②倫理規定、③事務所掌規程、④経理規定、⑤会員規定 | 10_定款 9_倫理規定 11_事務所掌規程 12_経理規程 13_会員規定 |
| 13 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか | 法人の業務に関する必要な規程として、下記の規程を整備している。 ①謝金規程、②旅費規定、③個人情報取り扱い規定、④強化委員会および日本代表規定 | 14_謝金規程 15_旅費規程 16_個人情報取り扱い規定 17_強化委員会および日本代表規定 |
| 14 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか | 法人の役職員の報酬等に関する必要な規程として、下記の規程を整備している。 ①謝金規程、②旅費規定 | 14_謝金規程 15_旅費規程 |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | |
|--------------|-----------------------------|--|--|------------------------|
| | | | 自己説明 | 証憑書類 |
| 15 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか | 法人の財産に関する必要な規程として、下記の規程を整備している。 ①財産管理規定 ②情報管理規定 | 18_財産管理規定 19_情報管理規定 |
| 16 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか | 法人の財産に関する必要な規程として、下記の規程を整備している。 ①財産管理規定 ②賞罰規定 | 18、財産管理規定 20、賞罰規定 |
| 17 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること | 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程に関する必要な規程として、下記の規程を整備している。 ①強化委員会および日本代表規定 | 17_強化委員会および日本代表規定 |
| 18 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること | 法人の財産に関する必要な規程として、下記の規程を整備している。 ①財産管理規定 ②情報管理規定 | 18_財産管理規定 19_情報管理規定 |
| 19 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること | 外部理事として弁護士を1名配置している。 また、税理士や司法書士への相談ルートも確保している。 | 2_役員名簿2023 |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | |
|--------------|---------------------------------|---|--|---|
| | | | 自己説明 | 証憑書類 |
| 20 | [原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。 | (1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること | <ul style="list-style-type: none"> ・2022年度よりコンプライアンス委員会が設置され、有事の際にはすぐに集まれるよう連絡フローを確立している。 ・コンプライアンス委員会がその機能を十分に発揮できるよう、毎月開催される理事会にて組織全体の現状や計画を共有し把握するようにしている。 ・女性委員を一名配置している。 | 21_コンプライアンス委員会規定 22_コンプライアンス委員会議事録 |
| 21 | [原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。 | (2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること | コンプライアンス委員に弁護士を一名配置している。 | 21_コンプライアンス委員会規定 |
| 22 | [原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること | 独立行政法人日本スポーツ振興センター主催のオンラインによるコンプライアンス講習を受講している。 | 23_役員向けコンプライアンス研修案内 23_令和3年度中央競技団体役員向けコンプライアンス研修 |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | |
|--------------|---------------------------------|---|--|-----------------------------------|
| | | | 自己説明 | 証憑書類 |
| 23 | [原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること | 選手、指導者ともにJPC主催のオンラインによるインテグリティ講習受講を推奨している他、指導者向けには地域指導者講習会にて外部講師によるインテグリティ講習を行っている。 選手向けには強化合宿の際、スタッフより内容を簡易的にした資料配布の上コンプライアンス研修を行っている。 | 24_インテグリティ研修要項 25_選手コンプライアンス資料 |
| 24 | [原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること | 審判員については都道府県サッカー協会の協力を得て派遣頂いており、当法人では審判員を抱えていないため本項目は適用しない。 | |
| 25 | [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである | (1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること | <ul style="list-style-type: none"> ・税務及び会計については日常的にサポートを受けられる体制を構築している。 ・外部理事として弁護士がおり日常的にサポートを受けられる体制を構築している。 | 2_役員名簿2023 |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | |
|--------------|--------------------------|--|---|---|
| | | | 自己説明 | 証憑書類 |
| 26 | [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである | (2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること | <ul style="list-style-type: none"> ・適宜、税理士にチェック頂いているので公正な会計原則を順守するための仕組みが確立出来ている。 ・特定非営利勝法人法に基づき適正のある監事を配置している。 ・各事業年度の計算書類等の会計監査を実施している。 | 26_監査報告書2022 2_役員名簿2023 |
| 27 | [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである | (3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること | JSC強化補助金、国庫補助金やtotoくじ補助金等については、法令・定款に定めた経理規程その会計処理に準拠した対応をしている。 | 27_注記事項2022 |
| 28 | [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。 | (1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと | <p>財務情報等については法令に基づく開示を行っている。</p> <p>①活動計算書2022、②貸借対照表2022、③財産目録2022、④R5予算書</p> <p>参考URL:http://jffid.com/jffidabout/plan_report/</p> | 28_活動計算書2022 29_貸借対照表2022 30_財産目録2022 31_R5予算書 |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | |
|--------------|------------------------|--|--|-------------------|
| | | | 自己説明 | 証憑書類 |
| 29 | [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。 | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること | 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示している。 | 17_強化委員会および日本代表規定 |
| 30 | [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。 | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること | ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示している。 | 32_ガバナンスコード自己申告 |
| 31 | [原則8] 利益相反を適切に管理すべきである | (1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること | 重要な契約については理事会での承認を必須とし、客観性・透明性につき、特に慎重な検証を行っている。 利益相反規定を策定し、利益相反について適切に管理されている。 | 33_利益相反規定 |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | |
|--------------|------------------------|---------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| | | | 自己説明 | 証憑書類 |
| 32 | [原則8] 利益相反を適切に管理すべきである | (2) 利益相反ポリシーを作成すること | 利益相反ポリシーを含む利益相反規定を策定し、当連盟HPにて公表している。 | 33_利益相反規定 |
| 33 | [原則9] 通報制度を構築すべきである | (1) 通報制度を設けること | ・連盟HPに通報窓口を設けている。 | 34_コンプライアンス相談窓口 21_コンプライアンス委員会規定 |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | |
|--------------|---------------------|---|----------------------------------|-------------------------------------|
| | | | 自己説明 | 証憑書類 |
| 34 | [原則9] 通報制度を構築すべきである | (2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること | 外部有識者を中心とし、コンプライアンス通報窓口が構築されている。 | 34_コンプライアンス相談窓口 21_コンプライアンス委員会規定 |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | |
|--------------|-------------------------|--|--|----------------------------|
| | | | 自己説明 | 証憑書類 |
| 35 | [原則10] 懲罰制度を構築すべきである | (1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること | <ul style="list-style-type: none"> ・懲罰制度における禁止行為や処分の内容など規程に定めている。 ・懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を周知している。 ・処分審査を行うに当たってはコンプライアンス委員会がその対象者に聴聞の機会を設けている。 ・処分結果に対して、処分対象者は不服申立に関する規程を定めている。 | 9_倫理規定 |
| 36 | [原則10] 懲罰制度を構築すべきである | (2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること | 処分審査の調査を行うものはコンプライアンス委員会とし、コンプライアンス委員会内に弁護士が配置されているため中立性及び専門性を有する助言がいただけるようになっている。 | 35_賞罰規定 21_コンプライアンス委員名簿 |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | |
|--------------|---|---|---|--------|
| | | | 自己説明 | 証憑書類 |
| 37 | [原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。 | (1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること | <ul style="list-style-type: none"> 当連盟の決定に対する不服申し立ては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる自動応諾のスポーツ仲裁により解決されるものとしている。 自動応諾条項の対象事項には、懲罰等の不利益処分に対する不服申立以外、代表選手の選考を含む当連盟のあらゆる決定を対象に含んでいる。 申立期間について合理的でない制限は設けていない。 | 9_倫理規定 |
| 38 | [原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。 | (2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること | スポーツ仲裁の利用が可能であることが処分対象者にわかる様に規程を定め、HPで公表している。 | 9_倫理規定 |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | | |
|--------------|--------------------------------|--|--|------|---------------------|
| | | | 自己説明 | 証憑書類 | |
| 39 | [原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 | (1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること | 危機管理マニュアルを策定し、理事内で共有している。 また、連盟主催事業においても、事業ごとの危機管理マニュアルを策定している。 | | 36_危機管理マニュアル |
| 40 | [原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 | (2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築する。 ・過去に不祥事は発生していない。 | | 不祥事が発生していないので報告書は無し |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | |
|--------------|--|--|---|------|
| | | | 自己説明 | 証憑書類 |
| 41 | [原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 | (3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施 | 審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置していない。 | |
| 42 | [原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | (1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと | <ul style="list-style-type: none"> ・会員規定により加盟制度が明確になっており、地方組織との権限関係は明確にされている。 ・各地域に委員会担当制度を推奨し、全国的に組織化を理事会を通して呼びかけているが組織化できるほど人員が関わっていない地域も多いのが現状である。そのため法人取得を検討している地域自体がほばない。 ・地方組織の組織運営や業務執行に対し相談があった際には理事会にて審議し、助言・対応を行なっていきたい。 | |
| 43 | [原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | (2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと | <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ庁やJPC、JIFFから届く情報は地域理事を通じて地方組織に情報提供をしている。 ・地域指導者講習会に合わせてインテグリティ研修を行っている。 | |